

事業者の皆様を支援します！

中小企業・小規模事業者へ 店舗の賃料を補助します

☎ 経済政策課 (☎017-734-2403)
・危機管理課 新型コロナウイルス感染症
特別対策室 事業継続支援チーム
(☎017-734-5132)

4月1日から5月6日までの期間に、10日以上休業や時間短縮営業をした小売業、飲食サービス事業者への店舗等の賃料補助(①)について、本店登録地と住民票所在地の対象要件を緩和し、申請期間を6月14日までに延長しました。改めて対象要件を確認の上、申請してください。

さらに、市では新たな業種の事業者を対象とした補助(②)を実施します。申請方法等の詳細はお問合せください。

対象 業種

① 飲食・小売業(本店の所在地にかかわらず、本市に所在する店舗等が対象) 受付期間: 6月14日(日)まで

② ・理容・美容・洗濯業・浴場業・
その他の生活関連サービス業
・物品賃借業
・医療業のうち「療術業」(100㎡未満)
・技術サービス業(写真業、建築設計業 など)
・その他の教育、学習支援事業(100㎡未満)

受付期間
6月4日(木)
~7月4日(土)

②の対象者

中小企業、小規模事業者等で、令和2年4月1日以降に賃借している市内に所在する店舗等で、感染拡大防止の取組を行っている事業者

※5月1日実施の事業継続支援緊急対策事業補助金及び県の休業要請等に基づく協力金の対象外の事業者。

※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がない事業者。

①②の補助内容・申請方法

1事業者あたり上限30万円(賃料月額8割)

※1事業所・店舗につき上限10万円とし、3事業所・店舗まで

市ホームページに掲載の申請書に必要事項を記入の上、郵送で提出してください。

【宛先】〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
青森市役所経済政策課

宿泊施設へ支援金を 交付します

☎交流推進課 (☎017-734-5175)

対象者・支給額

青森市旅館ホテル協同組合、青森市ホテル連絡協議会、浅虫温泉旅館組合に加入している宿泊施設事業者

1施設当たりの支給金額 = 3万円/100㎡ × 床面積(㎡) (上限300万円、下限50万円)

※床面積は、現在市で所有する旅館台帳に掲載されている面積

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内外観光客の急減に伴い、甚大な影響を受けている宿泊施設に対し、事業の継続を支援するため、青森市宿泊施設緊急対策支援金を交付します。

※対象となる宿泊施設事業者は、各団体を通して申請していただくものとなります。

民間バス事業者、 タクシー事業者を支援します

☎都市政策課 (☎017-752-8124)

●民間バス事業者 対象者・交付額

青森県バス協会の会員で、青森市内に本社または営業所がある民間事業者

1事業者につき

車両台数(貸切) × 10万円(上限200万円)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響に伴い、甚大な影響を受けている民間バス事業者、タクシー事業者へ、緊急対策支援金を交付します。

※対象となる事業者は、各協会を通して申請していただくものとなります。

●タクシー事業者 対象者・交付額

青森市タクシー協会または南黒タクシー協会の会員で、青森市内に本社または営業所があるタクシー事業者

1事業者につき

【法人】車両台数 × 1万円(上限100万円、下限10万円)

【個人】10万円

新型コロナウイルス対策融資制度

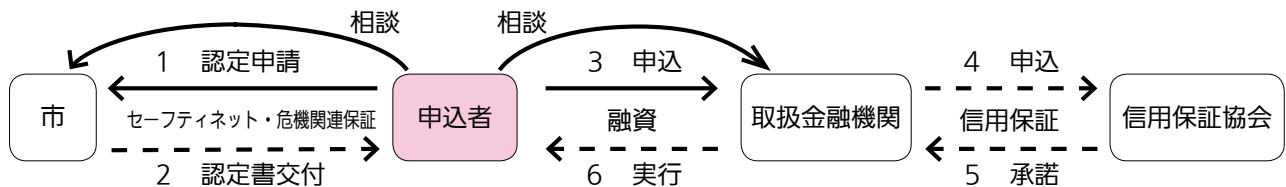
圏新ビジネス支援課 (☎017-734-2379)

地場産業振興資金【特別小口枠】

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少するなど、経営に支障が生じている事業者の資金繰りを支援する緊急対応として、本市独自の融資制度を創設しました。

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上同一の事業を営んでいる市内に住所を有する個人または市内に法人登記をした法人 ・新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証または危機関連保証の認定を受けたかた ・市税に未納の額のないかた 	取扱金融機関 青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行 秋田銀行 北日本銀行 青い森信用金庫 青森県信用組合 商工組合中央金庫
融資限度額	300万円	
資金使途	運転資金	
融資期間	5年以内(うち、据置期間1年以内)	
融資利率	無利子(市が全額補給)	
信用保証料	市が全額補給	

◆ ご利用手続きの流れ



※融資にあたっては、取扱金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

■ 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設しています

市では、中小事業者の資金繰りに関する相談や、国・県及び金融機関等の各種支援制度の紹介などを行う相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

- 開設場所 青森市役所駅前庁舎
3階 新ビジネス支援課
☎017-734-2379
- 開設時間 8:30~17:00
(土・日曜日、祝日除く)



防災拠点機能整備事業

圏危機管理課 (☎017-734-5059)

市では、大規模災害時における多様な応急活動に対処するため、市内60か所の小学校・市民センター等を防災活動拠点施設として位置づけ、各施設に通信施設、防災資機材及び食糧、生活物資を整備しています。

災害時の避難所における新型コロナウイルスの感染を防止するため、市内60か所全ての防災活動拠点施設に段ボールベッド・段ボールパーテーション・救護用テントを整備し、災害に備えます。

- ・衛生的な環境を確保するための段ボールベッド (2,500セット)
- ・咳やくしゃみの飛沫対策や、発熱や咳等の症状が出た人と症状のない人を仕切るための段ボールパーテーション (2,500セット)
- ・乳幼児等の授乳やオムツ替えなどの際に、周囲の視線を気にすることなく、プライバシーの確保ができる救護用テント (120セット)



▲段ボールベッドを使った防災訓練の様相



▲救護用テント